

### ■スズメバチの巣ができる前に対策を・・・

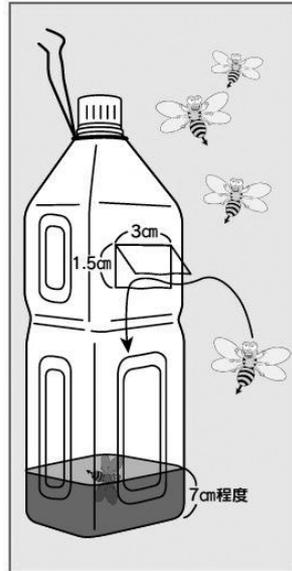
スズメバチに巣を作らせないためには、女王蜂の捕殺など早い時期からの対処が必要です。空のペットボトルを利用した捕殺器は家庭でも簡単に作ることができます。

#### 【簡易捕殺器の作り方】

① 右の図のように、2リットルのペットボトル容器に3センチ×1.5センチの窓を開け、雨水よけのひさしを付ける。

② 調合液を入れ、目の高さ程の木の枝などに針金でぶら下げる（人気のない半日陰が良い）。

※調合液を取り替える目安は約2週間ですが、容器にたくさんの蜂が入っていたらすぐに取り替えるようにします。



設置時期は5月から7月上旬

それ以降の設置は、多くの働き蜂が集まり、危険です。

#### 【捕殺器に入れる調合液】

日本酒 400cc  
+  
砂糖 大さじ13  
+  
酢 大さじ9

問生活環境課 環境保全係

(齋藤) 内372

### ■【常会・地区世話人の方へ】蚊やハエの駆除のための薬剤を無料配布します

6月1日(金)から14日(木)まで薬剤を無料配布しますので、土日を除く期間中に市役所生活環境課または各市民サービスセンターでお受け取りください。

なお、3、10日の日曜開庁窓口でも配布します。※希望する個人にも配布します。

問生活環境課 環境保全係 (茂木、木村) 内371、372

### ■夏休みキャンプ教室のご案内

○とき 7月21日(土)午前10時～22日(日)午後2時

○ところ 陸上自衛隊勝田駐屯地

○募集人数 70人 (応募多数の場合は抽選)

○参加費 1人 2,500円

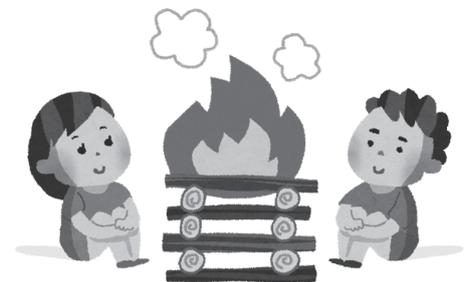
○対象者 県内在住の小学生 (保護者1人同伴)

○申込方法 往復はがきに参加希望者全員の氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、学年(職業)、性別、住所、電話番号を記入のうえ下記へお申し込みください。

○申込締切 6月15日(金)必着

申問 ☎312-8509 ひたちなか市勝倉3433

陸上自衛隊勝田駐屯地広報班 ☎029-274-3211 (内291)



食中毒が心配な季節です！

6～8月は食中毒が多く発生する時期です。食べ物の保存方法や調理、食事の際に注意を払って、食中毒を防ぎましょう！



## ■松くい虫薬剤散布を行います

＜空中散布（ガンノズル・スプレー）＞

○とき 6月5日(火)

午前4時30分～8時

○ところ 大津町五浦、関本町関本中地内

＜地上散布＞

○とき 6月4日(月)

午前4時30分～8時

○ところ 大津町五浦、平潟町長浜地区、

関南町神岡上、神岡下、中郷町下桜井、

足洗、小野矢指地内の海岸線地区

※いずれも天候により順延の可能性あり

問農林水産課 農政係（金澤、吉田）内384

＜お願い＞

薬剤は人畜に影響が少ない安全性の高いものを使用し、防除では人家、農地、水源などをはずして安全な方法で行いますが、念のため次の点にご注意ください。

- ① 開放井戸や餌箱、車には覆いをする。
- ② 養蜂群は、巣箱を散布区域外へ移動する。
- ③ 散布中は、散布区域内に立ち入らない。
- ④ 区域内の山菜などは、散布後約3週間採取しない。

## ■ご注意ください！架空請求の相談が急増しています

架空請求の相談が多数寄せられています。

公的機関を思わせるような名称を使い、文面には給料、財産差し押さえなど、不安にさせる表記があり巧みに連絡を求める内容となっています。

身に覚えの無い請求に対しては、**連絡をせず無視してください**。不審に思ったら、市消費生活センターへご相談ください。

問市消費生活センター ☎43-1107

(平日午前8時30分～午後5時15分)

消費者ホットライン 局番なしの188

\*お近くの消費生活相談窓口へつながります。

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(●) **ひらがな1字** 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。 **数字3桁**

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月 日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-

受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)